

認定証更新のお知らせ

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までとなっています。

<国民健康保険加入者>

認定証の更新手続きが必要です。

手続きは8月から市民生活課保険年金係で受け付けます。被保険者証と印鑑をお持ちください。

<後期高齢者医療保険加入者>

認定証の更新手続きは必要ありません。

新しい認定証は7月中に被保険者証と一緒に送付します。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係
☎75-2159

多久市子ども・子育て会議 市民委員を公募します



■問い合わせ 福祉課 福祉計画係 ☎75-2113

子ども・子育て支援法の施行による制度改正に伴い、市の子ども・子育て支援に関する施策や事業を総合的に実施するため、「多久市子ども・子育て支援事業計画」の策定を予定しています。

この計画策定を進めるにあたり、地域の子ども・子育て支援の充実等に関する審議を行う「多久市子ども・子育て会議」を設置し、意見を述べていただける**市民委員**と**保護者委員**を募集します。

○応募資格・公募人数

- ・市民委員（多久市民で20歳以上の人） 1人
 - ・保護者委員（多久市民で0歳～6歳の児童の保護者） 2人
- ※応募者多数の場合は選考となります。

○応募方法

応募動機、住所、氏名、児童の年齢および通園先（通園している場合のみ）、電話番号（昼間に連絡の取れる番号）を記入し、「地域における子育て支援」をテーマにした800字程度の作文を添えて郵送または持参してください。

○応募期限 7月31日(水)必着

○応募先 〒846-8501（所在地の記入は不要）
多久市役所 福祉課 福祉計画係

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の後払い（追納）をお勧めします！

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀年金事務所 ☎31-4191

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金受給額が少なくなります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後払い（追納）することにより、老齢基礎年金の年金受給額を増やすことができます。

※65歳以上の方および、繰上げ請求した方は追納できません。

○追納を行う場合は、申し込みが必要です

- ① 年金事務所で申し込みを行ってください。
 - ② 承認後に送付されてくる納付書でお支払いください。
- ※口座振替並びにクレジット納付はできません。



【追納に関する注意事項】

1. 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
2. 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
3. 保険料の免除、もしくは納付猶予を受けた期間の翌年から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が加えられますので、お早めの追納をお勧めします。

外国人住民の方にもサービス拡充

住民票コードが割り振られます

7月8日から、外国人住民の方の住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が運用開始されます。

住基ネットの運用開始に伴い、昨年7月から交付できるようになった外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載されるため、住民基本台帳カードの交付を受けることが可能となります。

す。また、広域交付の住民票（全国の市区町村役場でも住民票が取得できる）を取得できるようになるなど、日本人住民と同様のサービスを受けることができます。

■問い合わせ

市民生活課 窓口係

☎75-61116